

国立大学法人電気通信大学食堂業務委託業者の公募について

国立大学法人電気通信大学では、学生及び教職員に対する福利厚生の一環としての「食のサービス」について、安心・安全で、健康面に配慮し、食事内容及び価格面において利用者の満足が得られる食堂の運営が最適と思われる委託業者を誘致することにより、学生及び教職員の福利厚生を充実させることを目的として、次のとおり事業者を募集します。

1. 委託食堂の概要

- (1) 場 所 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1
- (2) 建 物 ① 大学会館3階食堂
② 西食堂
- (3) 面 積 大学会館3階食堂 ホール426㎡、 厨房等92㎡
西食堂 ホール(西側小部屋部分を含む)268㎡、 厨房等139㎡
- (4) 席 数 大学会館3階食堂 約160席 (平成26年5月1日現在)
西食堂 約180席 (平成26年5月1日現在)
- (5) 学 生 4,982人 (平成26年5月1日現在)
- (6) 教職員 465人 (平成26年5月1日現在)

2. 応募資格

食堂運営について良質な飲食物および優良なサービスを提供できる能力と実績を有し、長期間にわたり安定した食堂運営が可能な業者であって、次の要件を全て満たしている者となります。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (2) 平成23年4月1日から平成26年8月31日までの間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。
- (4) 成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ 上記イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けてないこと。

3. 契約期間等

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで。以降、年度ごとに更新します。

4. 営業内容

(1) メニューの提供方法等

① 大学会館 3 階食堂

フルサービスのレストラン形式として味と品質の良いメニューを提供することとします。また、学生および教職員が行う各種パーティーに対応（夕食時間帯を含む）できることとし、営業時間外に学生のラウンジとして活用できることとします。

② 西食堂

現在の食堂を改修し学生のラウンジとして、学修、懇談または休憩等のスペースとすることとし、飲食が可能で快適な談話空間の整備を行います。その中で廊下を挟んで西側にある小部屋の活用も含め、1) 麺類やカレーなど軽食の提供、2) パンや弁当販売とコーヒー等飲料の提供、3) 売店の設置による飲食物を含めた小物の販売を行うなど、飲食物が提供できる環境とします。自動販売機の設置や学生および教職員が行う各種パーティーに使用することも可能です。

(2) 営業日及び営業時間

① 営業日

月～金曜日（土・日・祝日の営業については別途協議）。

ただし、夏季一斉休業日、年末年始（12/28～1/3）、休講日（大学祭等）、入学試験等の入構禁止日を除く。

長期休業期間（例年 2 月中旬～4 月初旬、8 月中旬～9 月）の営業は、大学、業者の間で別途協議します。

② 営業時間

○ 昼食時間帯 11 時 00 分～14 時 00 分

授業の行われる日は、この時間帯の営業を行うこと（営業時間の延長は可）とします。

○ 夕食時間帯（17 時 00 分～20 時 00 分）の営業を行うことも可です。

5. 経費負担

(1) 大学が負担する経費

- ・ 既存の厨房設備、椅子、テーブル、空調等機器（無償貸与）
- ・ 建物の維持及び修繕に関わる経費
- ・ 西食堂の学生ラウンジ部分の電気、清掃に係る費用

- ・ その他委託者が認めた経費
 - ・ 西食堂の改修については、業者からの提案に基づき、大学、業者の間で調整の上、予算の範囲内で行います。
- ※ 営業補償費等の経費援助は行いません。

(2) 業者が負担する経費

- ・ 光熱水費（西食堂の学生ラウンジ部分の電気代は除く）
- ・ 食事の提供に関わる消耗品（食材・食器等）、運搬費、廃棄処分の経費
- ・ 人件費、保健衛生費、被服費、営業に関する経費
- ・ 原状回復費用
- ・ 施設等使用料は無償としますが、公租公課が生じた場合は受託者の負担とします。

6. 提案方法

大学会館3階食堂、西食堂を併せた提案、また、どちらか一方の提案でも可とします。

- ※ 2つの食堂を併せた提案を行う場合、どちらか一方の提案が採択された場合の対応が可能かどうか、「国立大学法人電気通信大学食堂業務委託審査申請書」に記載し、対応が可能な場合、片方の提案が採択となったときに当初の提案から変更しなければならない事項がある場合には「企画提案書」に変更内容を記載してください。

7. 参加申請書の提出等

(1) 申請書類

- ① 国立大学法人電気通信大学食堂業務委託審査申請書（指定様式）
- ② 企画提案書（様式は任意）
 - 1) 運営の姿勢、運営方針
 - 2) 食堂のレイアウト（大学会館3階食堂、西食堂別）
 - 3) 食堂改修等にかかる経費（大学会館3階食堂、西食堂別）
 - 4) 安定的・継続的な店舗運営
 - ・ 調理師を含む従業員の配置、雇用、営業時間（大学会館3階食堂、西食堂別）
 - ・ 従業員の教育・研修
 - ・ 健全な収支計画
 - ・ 苦情・要望に対する対応
 - ・ 災害等緊急時の対応
 - 5) 安全管理・衛生管理及び環境への配慮に関する取組
 - 6) 食事の提供方法（大学会館3階食堂、西食堂別）
 - 7) メニューの内容や構成、価格（大学会館3階食堂、西食堂別）
 - 8) パーティへの対応（大学会館3階食堂、西食堂別）

提供できるメニュー、価格などを記載してください。
 - 9) ケータリングへの対応（大学会館3階食堂、西食堂別）

弁当や飲み物等について、提供できるメニュー、価格などを記載してください。
- ③ 会社の概要（パンフレット等、設立年・本社・資本金・売上高・店舗数などが分かる資料）
- ④ 会社の登記簿謄本（写し）

- ⑤ 過去3年分の法人税・消費税の納税証明者（写し可）
- ⑥ 過去3年分の貸借対照表・損益計算書
- ⑦ その他、大学等への出店実績など参考となる資料

(2) 申請方法

① 申請書類受付期間

平成27年2月9日（月）から2月18日（水）17:00まで

② 提出先

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

国立大学法人電気通信大学 学生課

③ 提出方法

①の期間内に次の要領で提出してください。

1) 郵送による場合

指定の期日必着でお願いします。

なお、郵便事情による未着、遅延の責は負いませんので、ご注意ください。

2) 持参による提出

9:00から17:00（12:00～13:00を除く）の間をお願いします。

④ 必要部数

8部

⑤ 提出書類の取り扱い

提出された書類は、お返ししません。また、今回の目的以外に利用することはありません。

8. 選考方法等

(1) 1次選考（書類審査）

提出された申請書類に基づき、書類審査を行います。

提案された内容等を審査し、上位3社までを1次選考の通過者とします。

なお、1次選考の通過者には2月下旬頃に運営方針・コンセプト等のプレゼンテーションの依頼について通知をします。

(2) 2次選考（プレゼンテーション）

3月上旬頃、通知に基づきプレゼンテーションを行います。

プレゼンテーション終了後、優先交渉権者の候補となる業者に試食会の開催の依頼について通知をします。

(3) 3次選考（試食）

3月中～下旬頃、通知に基づき試食会を行います。

書類審査、プレゼンテーション及び試食の評価を総合的に審査し、最適とされる提案をした業者を優先交渉権者とします。

(4) 選考結果の通知

選考結果は3月下旬頃、文書で通知するものとし、電話などでの問い合わせには応じません。

また、選考結果に対する異議を申し立てることはできません。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には業務委託契約書を取り交わすものとします。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点の候補と協議を行う場合があります。

(6) 優先交渉権の取り消し

次の場合には、優先交渉権を取り消します。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ② 正当な理由なくして、契約の手続きに応じなかったとき。
- ③ 資金事情の変化等により企画提案した事業の運営が履行できないと本学が判断したとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なうこと等により、食堂運営の委託業者としてふさわしくないと本学が判断したとき。
- ⑤ 上記による優先交渉権の取り消し、辞退等があった場合には、次点者を繰り上げるものとします。

9. 質問の受付等

質問等は原則として書面（様式は任意）により下記の問い合わせ先まで e-mail または F A X で送付してください。

また、現場の見学を希望する場合も同様の方法により送付してください。見学の日時等は連絡に基づき調整いたします。

10. その他

本公募への応募に関する一切の費用（資料等の作成及び交通費等の経費）は、業者側の負担とし、本学からは一切の経費負担は行いません。

11. 問い合わせ先

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

国立大学法人電気通信大学 学生課 村下

電 話 042-443-5082

F A X 042-443-5091

e-mail gakusei-hosa@office.uec.ac.jp

国立大学法人電気通信大学食堂業務委託審査申請書

国立大学法人電気通信大学長 殿

貴学の食堂業務委託に参加したいため、下記のとおり、届け出します。

記

提案する食堂（該当する□をチェックしてください）

大学会館3階食堂

西食堂

※ 2つの食堂を併せた提案を行う場合、以下の設問に回答してください。

1. どちらか一方の提案が採択された場合、対応は可能ですか？

はい（次の設問へ） いいえ

2. どちらの食堂の提案が採択された場合、対応は可能ですか？

大学会館3階食堂 西食堂 どちらでも対応可

（片方の提案が採択となるときに当初の提案から変更しなければならない事項がある場合には「企画提案書」に変更内容を記載してください。）

企業・団体名及び支店等名

所属部署・役職名

氏名（ふりがな）

所在地 〒

電話番号

F A X 番号

E - m a i l